

## 既修得単位の認定について

本学では、学部が教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）並びに入学前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、最大60単位を限度として本学において修得したものと認定する制度があります。

この制度により、他大学等における修得単位を本学の既修得単位として認定を希望する方は次の方法で申請要項等を入手のうえ、提出期限までに必要書類を整えて申請してください。

### ○既修得単位認定の申請要項等の入手方法

申請要項等は令和7年3月上旬に配付予定です。以下のいずれかの方法で入手してください。

①大阪大学全学教育推進機構ホームページよりダウンロード

URL: <https://www.celas.osaka-u.ac.jp/>（「既修得単位」でサイト内検索）

②下記資料請求先の窓口にて受領

上記①②の方法での入手が困難な方は、資料請求先へお問合せください。

### ○申請書類の提出締切日

**令和7(2025)年3月14日(金) 16:30**〔郵送の場合は同日必着〕

申請する際には、出身大学で修得した科目のシラバス（修得年度に限る）、成績証明書及び卒業（退学）証明書等を必要とします。申請書類に不備があった場合は受理できませんので、予め準備しておいてください。また、提出期限までに申請を行わなかった場合については、この制度を適用できないので十分注意してください。

### ≪資料請求及び申請先≫

全学教育推進機構等事務部教務係 TEL：06-6850-5610（直通）

（管理・講義A棟2階） 〒560-0043 豊中市待兼山町1-16

※月～金（祝日を除く）8:30～16:30

### ◎できる限り早めに手続きしてください。

なお、やむを得ない事情により、上記の提出期限までに申請手続きを行うことが困難な方は、前もって全学教育推進機構等事務部教務係に相談してください。